

【用途面積 300㎡ 未満用の建築物用】

特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)		適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ	幅は、内法80cm以上			
		ロ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ	車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
			段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ロ	(1)	手すりの設置		
			(2)	主たる階段の回り段の禁止		
			(3)	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			(4)	段は、識別しやすくつまずきにくいもの		
	ハ	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。				
	2) 道等に至る1以上の通路 (地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(1)	幅員は、内法120cm以上		
			(2)	50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保		
		ロ	(3)	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			(4)	高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
	3) 傾斜路	ホ	(1)	幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			(2)	勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			(3)	勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			(4)	高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
(5)			表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
(6)			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫			

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。

●次の施設に該当する場合で、100㎡以上～300㎡未満の建築物は、上記項目について、新築等を行う区域の市町村の窓口に届出が必要です。

第二種医療施設	無床診療所、施術所(鍼灸院、接骨院等)
第二種保健福祉施設	保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、視聴覚障害者情報提供施設、障害福祉サービス事業を行う施設、共同作業所等
第二種官公庁施設	独立行政法人、公社の事務所
教育施設	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等
集会施設	集会場・公会堂等(市町村民会館、音楽ホール、公民館、冠婚葬祭施設等)、研修施設
興行施設	劇場、観覧場(陸上競技場、野球場、競輪場、競艇場等)、映画館、演芸場
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等
スポーツ施設	体育館、水泳場、ポーリング場、スケート場、スキー場、クラブハウス、スポーツ練習場等
物品販売店舗	百貨店、マーケット、洋品店、食料品店、ガソリンスタンド等
飲食店舗	食堂、レストラン、喫茶店等
サービス業店舗	理髪店、美容院、公衆浴場、クリーニング取次店、旅行代理店、ガス・電力・電気通信事業者の店舗、郵便局、金融機関、証券業、貸金業、質屋等
宿泊施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等
展示施設	展示場、資料館等
観光施設	展望所、休憩所、案内所(社寺、史跡を除く)
自動車車庫	建築物となる駐車施設